

教員退職記念事業助成金支給規程

(目的)

第1条 本規程は、横浜市立大学学術研究会（以下「本会」という）が本会正会員の退職記念事業に対して支給する助成金に関し必要な事項を定め、退職する本会正会員の在任中を中心としたこれまでの研究を振り返り、横浜市立大学（以下「本学」という）関係者と卒業生等で改めて共有する機会を提供することを目的とする。

(助成金支給の対象)

第2条 助成金は、本会の正会員が主たる主催者として本学内で行う、退職記念事業に対して支給する。

(助成額)

第3条 助成金は1件につき5万円を上限として支給する。

2 助成金の年間支給額は、50万円を超えないものとする。

(申請・支給決定手続き)

第4条 助成金の支給を希望する者は、遅くとも、退職記念事業の概要が決まり次第、遅滞なく所定の助成金支給申請書に、当該退職記念事業の概要を説明する資料を添付して、本会に提出しなければならない。ただし、当該年度内に2度以上申請することはできない。

2 助成金の支給の可否については本会運営委員会の審議を経て決定する。

3 本会は、支給が決定した場合には、遅滞なく、申請者に対し支給金額を交付しなければならない。

(報告)

第5条 助成金の支出の対象は退職記念事業の運営に直接関わる費用とする。

第6条 助成金の支給を受けたものは、本会に対し、当該退職記念事業の全体が終了した後、遅滞なく支出内容を含めた報告書に諸費用の領収書（レシート可）を添えて提出しなければならない。

2 アルバイト謝金の領収書には作業内容、時給、労働時間が明記されていなければならない。

付則

本規程は平成23年4月1日から施行する。

付則

平成26年5月22日、第1条一部改正、第2条一部改正

本規程は平成26年5月22日から施行する。

付則

平成27年5月28日、第4条第2項追加、第6条第1項一部追加、第2項および第3項追加。

第4条第2項については、施行後3年ごとに検討する。

本規程は平成27年5月28日から施行する。

付則

平成29年6月1日、第3条第1項改訂、第4条第1項削除、第5条第1項改訂、第6条第3項削除、付則の一部削除。

本規程は平成29年6月1日から施行する。